

税務・財務・会計相談！
Q&A

取引相場のない株式の評価

佐藤 充孝 (さとう みちたか)

佐藤充孝税理士事務所
税理士



今回は取引相場のない株式（「上場株式」および「気配相場等のある株式」以外の株式をいいます。）の評価の概要について紹介しました。今回は、相続税法上の「取引相場のない株式」の評価方法のうち配当還元方式と類似業種比準価額方式について紹介します。

〔質問1〕

私は取引相場のない株式を所有しておりますが、いわゆる少数株主に該当します。私が死亡し相続税を計算する際には、株式をどのように評価するのでしょうか。

〔回答〕

取引相場のない株式は、相続や贈与などで株式を取得した株主が、支配株主か、それ以外の株主かの区分により、それぞれ原則的評価方式または特例的な評価方式である配当還元方式により評価します。評価方式を一覧にすると以下の図ようになります。なお、法人が特定の評価会社（比準要素数1の会社、株式保有特定会社、土地保有特定会社、開業後3年未満の会社、比準要素数0の会社、開業前・休業中の会社、清算中の会社など）に該当する場合は、次の図によらない評価方法を採用しますのでご注意ください。そちらについては、今回は取り上げません。

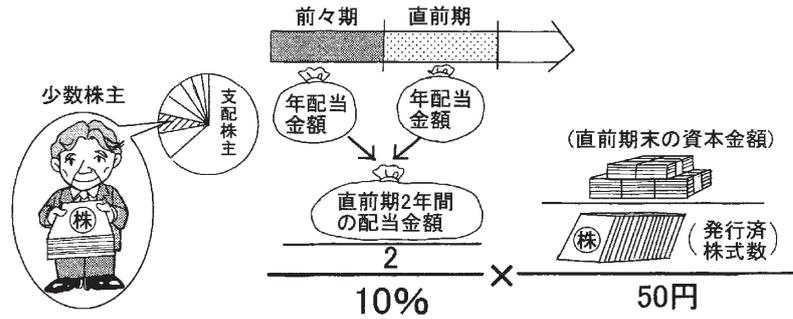
ご質問は、少数株主とのことですので、その評価会社の会社規模によらず配当還元方式により株価を算出します。

配当還元方式とは、その株式を所有することによって受ける一年間の配当金額を、一定の利率（10%）で還元して株式の価額を評価する方法です。一般的に配当還元方式で算出した評価額は、原則的評価方式により算出した評価額と比較して低く算定される場合が多いですが、配当還元方式による評価額より原則的評価方式による評価額が低いときは、原則的評価方式による評価額により、相続税・贈与税を計算します。

配当還元方式による評価額は、次の算式により計算します。

$$\frac{\text{その株式に係る年配当金額（直前期、前々期の平均）}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金等の額}^{(注)}}{50\text{円}}$$

(注) $\frac{\text{直前期末の資本金額}}{\text{直前期末の発行済株式数}}$



株主の態様	会社区分		評価方式		
支配株主 (同族株主等)	一般の 評価会社	大会社	類似業種比準方式		
		中会社	大	類似業種比準価額×0.90+純資産価額 ^(注1) ×0.10	純資産価額 とのいずれ か低い金額
			中	類似業種比準価額×0.75+純資産価額 ^(注1) ×0.25	
	小	類似業種比準価額×0.60+純資産価額 ^(注1) ×0.40			
小会社	類似業種比準価額×0.50+純資産価額 ^(注1) ×0.50				
少数株主	一般の評価会社		配当還元方式（特例的评价方式）		

(注1) 議決権割合が50%以下の同族株主グループに属する株主については、その80%で評価する。

〔質問2〕

私（少数株主に該当）が所有する取引相場のない株式について質問です。直前期に1株当たり50円の配当、前々期には1株当たり100円の配当がありました。その法人の直前期末、前々期末の資本金は10,000,000円、直前期末、前々期末の発行済株式は20,000株、自己株式はありません。配当還元方式で株価を算出するといくらになるでしょうか。

〔回答〕

ご質問の株式を配当還元方式による評価額の算式に当てはめると次のようになります。

$$\frac{7\text{円}50\text{銭（その株式に係る年配当金額）}}{10\%} \times \frac{500\text{円（その株式の1株当たりの資本金等の額）}}{50\text{円}} = 750\text{円}$$

今回の取引相場のない株式の評価額は1株当たり750円となります。

ここで、その株式に係る年配当金額は、以下の算式により計算します。

$$\frac{\text{直前期末以前2年間の配当金額の合計額（特別配当、記念配当等を除く）} \times 1/2}{\text{直前期末の50円換算発行済株式数}^{(注)}}$$

(注) $\frac{\text{直前期末の資本金等の額}}{50\text{円}} = \text{直前期末の50円換算発行済株式数}$

今回のケースを当てはめると次のようになります。

$$\frac{(1,000\text{千円} + 2,000\text{千円}) \times 1/2}{200,000\text{株}} = 7\text{円}50\text{銭}$$

※上記1,000千円、2,000千円は、1株当たりの配当額に発行済株式数を乗じたものです。

なお、株式に係る年配当金額が2円50銭より少なくなったもの、または無配のものについては、年配当金額を2円50銭とすることとなっています。例えば、今回の法人が2期連続無配であった場合は、株式に係る年配当金額は、2円50銭となり、評価額は250円となります。「配当がないから株価は0円だ」ということにはなりませんのでご注意ください。

【質問3】

取引相場のない株式の類似業種比準価額による評価方法について教えてください。

【回答】

類似業種比準価額方式は、その評価会社の事業内容と類似する業種を選び、その類似する業種の1株当たりの「株価」、「配当金額」、「利益金額」及び「純資産価額（帳簿価額）」を基に株価を算定する方法です。

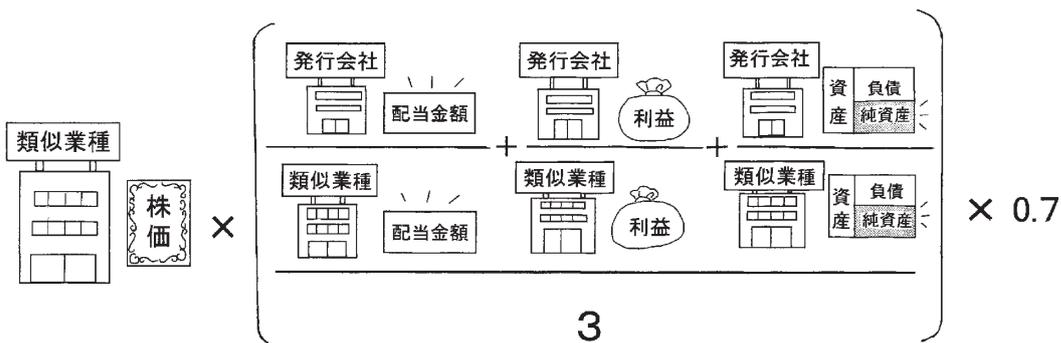
$$A \times \left[\frac{\text{B} + \text{C} + \text{D}}{3} \right] \times 0.7$$

上記算式中の「A」、「B」、「C」、「D」、「B」、「C」及び「D」は、それぞれ次によります。なお、これらはいずれも1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額となります。

- 「A」 = 類似業種の株価
- 「B」 = 評価会社の1株当たりの配当金額
- 「C」 = 評価会社の1株当たりの利益金額
- 「D」 = 評価会社の1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）
- 「B」 = 課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの配当金額
- 「C」 = 課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの年利益金額
- 「D」 = 課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）

算式の0.7は、大会社の株価を評価する場合は「0.7」、中会社は「0.6」、小会社は「0.5」とします。

※財基通180〔(類似業種比準価額) | 国税庁〕



類似業種比準価額は上記の算式により計算しますが、評価手順の一例は次のようになります。

- ① その評価会社と類似する業種を判定する。
- ② その評価会社に類似する業種の株価 (A)、1株当たりの配当金額 (B)、利益金額 (C)、簿価純資産価額 (D) を求める。
- ③ 評価会社の1株当たりの配当金額 (B)、利益金額 (C)、簿価純資産価額 (D) を計算する。
- ④ 類似業種比準価額の算式に②、③の数字を当てはめ株価を算定する。

さらに、手順に沿ってみていきましょう。

(1) 類似する業種の判定

業種の区分は、原則として総務省で公表している日本標準産業分類に基づいて行います。

次に国税庁の「日本標準産業分類の分類項目と類似業種比準価額計算上の業種目との対比表」により類似業種比準価額計算上の業種目を判定します。

評価会社の事業が該当する業種目とし、その業種目が小分類に区分されているものにあつては小分類による業種目、小分類に区分されていない中分類のものにあつては中分類の業種目によります。ただし、納税義務者の選択により、類似業種が小分類による業種目にあつてはその業種目の属する中分類の業種目、類似業種が中分類による業種目にあつてはその業種目の属する大分類の業種目を、それぞれ類似業種とすることができます。

なお、評価会社が2以上の業種を営む場合は、取引金額のうち最も多い取引金額に係る業種によって判定します。

「国税庁 HP」より

[\(別表\) 日本標準産業分類の分類項目と類似業種比準価額計算上の業種目との対比表 \(平成29年分\)](#)

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hyoka/170613/pdf/03.pdf>

日本標準産業分類の分類項目		類似業種比準価額計算上の業種目		規模区分を判定する場合の業種
大分類	中分類	大分類	中分類	
	小分類		小分類	
E 製造業		製造業		
09 食料品製造業		食料品製造業	11	
： 093野菜缶詰・果実缶詰・農業保存食料品製造業		その他の食料品製造業	14	
： 097パン・菓子製造業		パン・菓子製造業	13	
：				



(2) その評価会社に類似する業種の各要素

その評価会社に類似する業種の株価 (A)、1株当たりの配当金額 (B)、利益金額 (C)、簿価純資産価額 (D) は、国税庁から公表されています。国税庁ホームページの「類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等」で、(1)で判定した業種に応じて調べます。

(3) 評価会社の1株当たりの配当金額、利益金額、簿価純資産価額

① 1株当たりの配当金額

評価会社の配当金額は直前期末以前2年間の配当の年平均です。算式は以下のようになります。

$$\frac{\text{直前期末以前2年間の配当金額の合計額 (特別配当、記念配当等を除く)} \times 1/2}{\text{直前期末の50円換算発行済株式数}^{(注)}} = \text{〇〇〇円 (0.1円未満切捨)}$$

$$(注) \frac{\text{直前期末の資本金等の額}}{50円} = \text{直前期末の50円換算発行済株式数}$$

② 1株当たりの利益金額

評価会社の1株当たりの利益金額は、決算書の当期利益を基に算出するものではありません。法人税法上の課税所得が基になります。さらに、課税所得に、その所得の計算上益金に算入されなかった剰余金の配当等の金額および控除された繰越欠損金がある場合は控除額を加算した金額とします。

算式は以下のようになります。

$$\frac{\text{直前期末以前1年間における利益金額}}{\text{直前期末の50円換算発行済株式数}^{(注)}} = \text{〇〇〇円 (円未満切捨)}$$

$$(注) \frac{\text{直前期末の資本金等の額}}{50円} = \text{直前期末の50円換算発行済株式数}$$

例外として、直前期末以前2年間の利益金額の合計額の2分の1に相当する金額を直前期末における発行済株式数で除して計算した金額とすることができます。

③ 1株当たりの簿価純資産価額

評価会社の1株当たりの簿価純資産価額は、税務上の数字を基に算出します。直前期末の法人税の申告書別表五(一)の税務上の資本金等の額、税務上の利益積立金の合計金額を基にします。

算式は以下のようになります。

$$\frac{\text{直前期末における純資産価額}}{\text{直前期末の50円換算発行済株式数}^{(注)}} = \text{〇〇〇円 (円未満切捨)}$$

$$(注) \frac{\text{直前期末の資本金等の額}}{50円} = \text{直前期末の50円換算発行済株式数}$$

以上により求めた各要素を類似業種比準価額方式の算式に当てはめ株価を算出します。